

山口県報

平成21年
3月31日
(火曜日)

目 次

告示
全国自治宝くじ事務協議会規約及び西日本宝くじ事務協議会規約の変更(財政課)……………一



山口県告示第百五十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の六の規定によりその例によるものとされる同法第二百五十二条の二第二項の規定に基づき、全国自治宝くじ事務協議会規約及び西日本宝くじ事務協議会規約を次のとおり変更した。

平成二十一年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

一 全国自治宝くじ事務協議会規約の変更

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を改正する規約
第三条第二号中「浜松市」の下に「、岡山市」を加える。

附 則

この規約は、平成二十一年四月一日から施行する。

二 西日本宝くじ事務協議会規約の変更

西日本宝くじ事務協議会規約の一部を改正する規約

第三条中「及び広島市」を「、広島市及び岡山市」に改める。

第六条中「二十人」を「二十一人」に改める。

第十七条第二項中「及び広島県」を「、広島県及び岡山県」に改め、「広島市」の

下に「、岡山県にあつては岡山県知事及び岡山市長の協議により定めた割合をもつて岡山県及び岡山市に」を加える。

附 則

この規約は、平成二十一年四月一日から施行する。

平成二十一年三月三十一日印刷

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）